相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市山目町一丁目二三一番地、最後の住所仙台市青葉区八幡六丁目九番三号　杜のホスピタル・あおば

被相続人　亡　阿部とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

仙台市青葉区一番町一丁目一七―二四高裁前ビル五〇四内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡吉富町大字別府四四一番地、最後の住所富山県高岡市伏木一宮一丁目八番二六号　被相続人　亡　石丸　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

富山県富山市新根塚町三丁目八番地一五　田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　智芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字塩川四五番地二、最後の住所長野県須坂市大字塩川四五番地の二

被相続人　竹前　嶺志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

長野市若里一丁目一九番二七号

相続財産管理人弁護士　金子　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田上阿達町四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

京都市中京区二条通高倉西入松屋町五五番地西本ビル四階　中川司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　広崎　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市石津中町四五番地、最後の住所大阪府寝屋川市梅が丘一丁目一一番七―四〇四号　被相続人　亡　合田　玄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区阿波座弐番丁九六番屋敷、最後の住所不明　被相続人　亡　吉村　カシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号　平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　三浦　高敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市宮之阪三丁目一六番、最後の住所大阪府枚方市村野本町一八番一七号

被相続人　亡　立野　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

大阪府枚方市大垣内町二丁目一六番一二号サクセスビル四階

相続財産管理人　弁護士　永嶋　靖久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市高砂町南渡海町九五九番地、最後の住所兵庫県高砂市荒井町蓮池三丁目四番一二号　被相続人　亡　松岡　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

事務所兵庫県高砂市春日野町五番三号

相続財産管理人　司法書士　梅谷　正太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区布引町四丁目一番地八、最後の住所神戸市中央区布引町四丁目三番八号

被相続人　亡　谷川　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十一日

神戸市中央区相生町二丁目三番九号石川ビル五階

相続財産管理人　弁護士　藤野　亮司

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年五月二十一日

一、墳墓等所在地　京都府京田辺市田辺平

一、墳墓等の名称　区画番号　小西家三三、六三、竹村家四二、七〇、三二六、喜多家五八、二六三、川口家六六、四八七、五五六、田中家一一二、中川家一二一、西川家一七一、三九三、四七五、四一八、北村家二四二、安岡家二八二、伊東家三一〇、北川家三三一、大崎家三三六、塚田家三六七、中尾家四〇〇、中谷家四〇六、山村家四一〇、大平家四二九、小野田家四四八、須藤家四五〇、林家四六七、太田家五〇五、中本家五六九、松本家五七一、吉川家五八七、村上家六二五、佐々木家六七七、安藤家五二四、北尾家四八三、不詳一九四、二三六、五〇八、五四四、五六四、五七〇

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　京都府京田辺市田辺沓脱一五番地　田辺区墓地管理委員長　下村　喜朗

無縁墳墓等改葬公告

大和中央道工事に関連する墓地整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年五月二十一日

一　墳墓等所在地　奈良県奈良市秋篠町四五二番地

一　墳墓等の名称　西迎寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　九基の墳墓、本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　奈良県奈良市秋篠町七八一番地　西迎寺　代表役員　山口　清晴